

豊岡市中小企業者省エネルギーフォーム支援補助金
《事業所の区域の指定について》

豊岡市内に主たる事業所を置く中小企業者 の場合

⇒ 区域の指定なし（豊岡市内全域が対象）

豊岡市内に主たる事業所を置いていない中小企業者 の場合

⇒ 豊岡市企業立地促進条例第3条第1項に規定する区域に事業所を置く場合のみ対象

(注) 豊岡市企業立地促進条例第3条第1項に規定する区域

「豊岡市企業立地促進条例第3条第1号に定める工場等の立地を促進すべき区域」をいい、

下表の各地区に該当する区域を指します。

地域	地 区
豊岡	奈佐地区、五荘地区（森津、滝、新堂、岩熊、江野、伊賀谷）、港地区（気比、田結、畑上、三原）、神美地区
城崎	湯島・今津・桃島を除く地域
竹野	全域
日高	日高地区・国府地区を除く地域
出石	菅谷地区、福住地区、寺坂地区、小野地区、小坂地区（田多地、安良）
但東	全域